# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

## 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 20 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 19件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 34 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 23 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和21年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年3月まで

私は、昭和54年12月にA市B区に転居し、同区役所で転入手続を行った際に国民年金保険料の未納を指摘され、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その時に係の人から「10年分のブランクがあり、この10年分の二人の保険料を支払うのに必要な金額は約100万円。」と言われた。しかし、当時、経済的に余裕がなかったので支払えない旨説明し、夫婦共に同年12月から支払うことを申し出たにもかかわらず、同年12月から支払わなかったということは考えられない。支払った後に未納の督促通知を受け取ったこともないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、複数年にわたり前納していることから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる上、申立期間は4か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年4月16日にA市B区に夫婦連番で払い出されており、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得日の状況から同年5月頃に行われ、この加入手続の際に遡って資格取得日を54年12月26日とする事務処理が行われたとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付することが可能であった。

さらに、夫は申立期間の保険料は納付済みとされていることから、納付意識の高かった申立人が過年度納付可能な申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:

基礎年金番号 :

生年月日:

住 所

別添一覧表参照

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月30日

私はA社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年1回分賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、<標準賞与額>(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続をしていなかったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業所に係る同種の案件5件(別添一覧表参照)

# 別添一覧表

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日   | 申立期間(納付記録の訂<br>正が必要な期間)及び標<br>準賞与額 |
|------|----|--------|----|--------|------------------------------------|
|      |    |        |    |        | 平成20年5月30日                         |
|      |    |        |    |        | 標準賞与額                              |
| 6327 |    |        | 男  | 昭和49年生 | 61万 円                              |
| 6328 |    |        | 男  | 昭和49年生 | 59万 円                              |
| 6329 |    |        | 女  | 昭和27年生 | 35万 円                              |
| 6330 |    |        | 男  | 昭和56年生 | 45万 円                              |
| 6331 |    |        | 男  | 昭和47年生 | 30万円                               |

# 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①のうち、平成14年1月1日から同年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、16万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間①のうち、平成14年1月1日から20年3月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年1月から15年3月までは20万円、同年4月から16年9月までは26万円、同年10月から20年2月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②から⑦までの期間について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は27万円、申立期間③は30万円、申立期間④は27万円、申立期間⑤は29万3,000円に訂正 することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和53年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月から20年3月まで

② 平成15年6月30日

③ 平成15年11月28日

④ 平成16年6月28日

⑤ 平成16年11月29日

⑥ 平成17年6月29日

# ⑦ 平成17年11月29日

申立期間①の標準報酬月額が、当時、給与から控除されていた保険料に 見合う標準報酬月額と比較して低い額になっている。また、申立期間②か ら⑦までの標準賞与額についての記録も無いので、当該期間の記録を訂正 してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成14年1月から同年9月までの期間については、 オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、同年1月から 同年5月まで16万円と記録されていたところ、同年6月7日付けで、同年 1月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、その後、同年9月まで同 額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚8人についても、申立人と同様に 平成14年6月7日付けで、同年1月1日まで遡って標準報酬月額が引き下 げられていることが確認できる。

しかし、申立人の取引金融機関が保管する預金取引明細表によれば、当該期間におけるA社からの毎月の給与振込額は、19万円から22万円程度で推移しており、当該期間における申立人の給与支給額が当該遡及訂正後の標準報酬月額(9万8,000円)に見合う額まで減額された事情はうかがえない。

また、A社に係る滞納処分票により、平成14年当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるとともに、同社の事業主は、「当時、厚生年金保険の事務は、妻が担当していたが、その妻から、滞納している保険料を減らすために標準報酬月額を低く届け出ることを社会保険事務所からアドバイスされたと聞いたことがある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成14年6月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、同年1月1日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①のうち、平成14年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、16万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定処理(平成14年10月1日)において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の事務処理が不合理であったとまでは言えない。

2 申立期間①のうち、平成18年4月から同年7月までの期間、同年11月か

ら19年5月までの期間、同年9月から同年11月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料(1万7,350円)を給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成16年12月から18年3月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、19年6月から同年8月までの期間、同年12月から20年2月までの期間については、B市又はC市が保管する平成18年分から21年分までの住民税課税基礎資料、申立人から提出された上記期間に係る給与明細書、上記預金取引明細表及び同僚2人から提出された給与明細書等(以下「住民税課税基礎資料等」という。)を検証したところ、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料(1万7,350円)を給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成16年12月から20年2月までの標準報酬月額については、住民税課税基礎資料等において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成16年5月から同年11月までの期間については、 上記の預金取引明細表により、当該期間における給与振込額は、全て同額 であることが確認できる上、当該振込額を検証した結果、算出される給与 支給額(30万円)は、その直後の期間における給与支給額と一致すること から、申立人は、当該期間においても、その直後の期間と同額の厚生年金 保険料(1万7,350円)を給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間①のうち、平成14年1月から16年4月までの期間については、i)上記のとおり、その直後の期間に係る住民税課税基礎資料等において確認又は推認できる保険料控除額が定額(1万7,350円)であること、ii)オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が申立期間①を通じて一定(9万8,000円)であること、iii)申立人と同様に、標準報酬月額を遡及訂正され、オンライン記録の標準報酬月額が申立期間①を通じて一定(9万8,000円)である同僚の給与明細書及び平成15年分、16年分及び17年分住民税課税基礎資料によれば、当該同僚は、当該期間において、全て同額の厚生年金保険料を控除されていることが確認又は推認できることなどから、申立人は、当該期間においても、その直後の期間と同額の厚生年金保険料(1万7,350円)を給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年1月から16年11月までの標準報酬月額については、上記の検証結果により推認できる保険料控除額から、平成14年1月から15年3月までは20万円、同年4月から16年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①のうち平成14年1月から20年2月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、住民税課税基礎資料等において確認又は推認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、住民税課税基礎資料等において確認又は推認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 一方、申立期間①のうち、平成20年3月については、申立人から提出された給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。
- 3 申立期間⑥及び⑦については、上記住民税課税基礎資料等を検証したところ、申立人は、その主張する標準賞与額(申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は29万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②、③、④及び⑤については、上記預金取引明細表により、申立人に対する当該期間に係る賞与の支給が確認できる上、当該取引明細表の当該期間における賞与振込額及び上記の同僚2人から提出された賞与明細書における賞与支給額及び保険料控除の状況の検証結果により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(申立期間②は27万円、申立期間③は30万円、申立期間④は27万円、申立期間⑤は29万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明として おり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和34年9月28日)及び資格取得日(同年11月20日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月28日から同年11月20日まで

昭和21年にA社に入社し、平成3年に退職するまで同社に継続して勤務していた。B台風の直後である申立期間についても、同社に継続して勤務しており、同社から給与の支払があった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社において昭和21年10月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年9月28日に同資格を喪失後、同年11月20日に同資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の回答、同社から提出された従業員台帳及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社の役員3人を除く同僚44人が申立人と同様に、昭和34年9月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月20日に同資格を再度取得していることが確認できるとこ

ろ、当該44人のうち、証言を得ることができた複数の同僚は、いずれも申立期間において雇用形態に変更は無く、同社から給与が支給されていたと証言している上、このうちの1人から提出された給与明細書によれば、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A社は、「申立人が申立期間も継続して勤務していたことは間違いない。当時の資料は無いが、A社では、厚生年金保険の加入について、職種によって異なる取扱いはしていなかったので、同僚が申立期間の厚生年金保険料を控除されていたのであれば、申立人も同様に控除されていたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年8月及び同年11月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成4年7月21日とされ、同日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月21日から同年8月1日まで

ねんきん特別便を確認したところ、A社の入社日は、平成4年7月21日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年8月1日とされている。同社も、入社日は同年7月21日で間違いないと回答しているので、記録の訂正をお願いしたい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社から提出された社員台帳、在職証明書、所得税源泉徴収簿及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に平成4年7月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿の保険料控除額及び平成4年8月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日を誤って届け出たとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(申立期間①は12万円、申立期間②は14万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は12万円、申立期間②は14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日

② 平成18年7月14日

私の年金記録を確認したところ、A社における平成15年7月及び18年7月支給の賞与の記録が抜けていることが分かった。私が保管している賞与明細書で、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(申立期間①は12万円、申立期間②は14万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(申立期間①は12万円、申立期間②は14万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は12万円、申立期間②は14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日

② 平成18年7月14日

申立期間の賞与について、賞与支払届が提出されていないことが判明した。厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び同社からの回答により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は12万円、申立期間②は14万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していなかったと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(申立期間①は7万3,000円、申立期間②は11万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は7万3,000円、申立期間②は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日

② 平成18年7月14日

申立期間の賞与について、賞与支払届が提出されていないことが判明した。厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び同社からの回答により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は7万3,000円、申立期間②は11万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していなかったと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、申立期間について、A社から30万円の賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無い。調査して、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

i)複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、当該複数の同僚は、いずれも申立期間の賞与支給額に見合う厚生年金保険料を当該賞与から控除されていることが確認できること、ii)申立人から提出された預金通帳により、申立人に対する申立期間に係る賞与振込の記録が確認できること、iii)申立人から提出された平成16年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除額及び上記賞与振込額の検証結果などから判断して、申立人は、申立期間において、A社から30万円の賞与額を支給され、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要であ る。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から38年12月31日まで

② 昭和39年1月17日から同年5月2日まで

③ 昭和39年11月9日から42年5月19日まで

私は、申立期間①、②及び③について、脱退手当金が支給されたことに なっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②と③の間にある2事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、未請求となっているA社に係る被保険者期間は申立期間①及び③と同一の被保険者番号で管理されており、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について、 脱退手当金を支給する場合には、社会保険事務所(当時)が、異なる被保険 者番号の重複取消を行った上で支給することとされているが、本件について は、申立てに係る3事業所の被保険者期間について、異なる二つの被保険者 番号で管理されていたにもかかわらず、当該被保険者番号の重複取消がなされていない。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と1,108円相違している。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月18日から34年6月4日まで

② 昭和35年8月2日から36年4月17日まで

③ 昭和38年7月2日から41年1月21日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、申立人に支給されている脱退手当金は、申立期間②と③の間にある二つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、当該被保険者期間の一つは申立期間③と同一事業所の記録であり、かつ長期間の被保険者期間であること及びもう一つの被保険者期間についても、申立人は記憶が不確かになった現在もその業務内容等を記憶していることから、これらを失念するとは考え難い。

また、申立期間②及び③並びに未請求となっている当該二つの被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①について、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年6月4日の前後2年以内に資格喪失した者21人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、19人について支給記録が確認でき、そのうち18人については、資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年10月16日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年7月20日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月1日から35年4月25日まで

② 昭和35年5月28日から同年11月1日まで

③ 昭和36年2月1日から41年9月1日まで

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金 保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、5回の被保険者期間のうち、申立期間①の前後にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人の未請求となっている2回の被保険者期間は、最初の被保険者期間及び申立期間①と②の間にほぼ継続して勤務した被保険者期間であり、申立人は最初に勤務した事業所から申立期間③に係る事業所に勤務するまでの職歴を明確に記憶していることから、申立人がこれを失念するとは考え難い。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要であ る。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から38年1月19日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格 喪失日の前後3年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格を 有する7人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録があ る者は申立人を含めて2人と少ないことから、事業主が申立人の委任を受け て代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金支給日とされている昭和38年6月13日の5日後の同年6月18日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月1日から国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要であ る。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から42年1月1日まで 私は、脱退手当金を請求した記憶も、9,097円を受け取った記憶も無い。 申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和43年2月9日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、4年以上の長期間である最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書の「被保険者期間83か月」及び「支給額20,603円」は、オンライン記録における「月数31か月」及び「支給額9,097円」と相違している。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要であ る。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月24日から37年12月29日まで 私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生 年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年7か月後の昭和40年7月31日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とされるものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が、2回の被保険者期間のうち、支給日に近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定された約2年7か月前の昭和37年12月\*日に婚姻し、改姓しているにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままである上、当該払出票には脱退手当金が支給決定された約9か月前の昭和39年11月6日に生年月日の訂正記録があるが氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであるなど、事務処理上不自然である。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月8日から37年9月1日まで

② 昭和43年9月2日から47年3月21日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の脱退手当金については、当該期間に係る厚生年金保険被保険 者資格喪失日から約1年2か月後の昭和38年10月25日に支給決定されたこと になっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前に有る3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年5月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

申立期間②の脱退手当金については、申立人の当該期間に係る脱退手当金 裁定請求書が現存しており、当該裁定請求書には、申立人の氏名及び押印が 確認できる上、当該期間に係る事業所及び次に勤務した事業所の名称が記載 されており、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられ る。

また、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 愛知国民年金 事案 3109

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年3月まで

私が働き始めた昭和 56 年 7 月に母親が私の国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。私が結婚してからは、妻が自身の保険料と一緒に私の保険料も納付していたのに、妻の保険料だけ納付されているのはおかしいので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が働き始めた昭和56年7月に母親が申立人の国民年金の加入手続と保険料納付を行い、結婚(57年6月)後は、妻が自身の保険料と一緒に保険料納付を行っていたとしている。

しかしながら、妻からの聴取によると、母親は、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付については覚えていないとしている上、妻は、婚姻後の保険料について、自身のことも含め、その納付時期、納付場所、納付金額などの記憶は明確でないことから、申立人に係る加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に対して基礎年金番号制度導入(平成9年1月)前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、申立人が被用者年金被保険者資格を喪失した同年12月とされていることから、申立人は申立期間については、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「妻は婚姻後の保険料が納付済みとされているのに、私 の保険料が未納とされているのはおかしい。」としているが、国民年金手帳記 号番号払出簿及びオンライン記録によると、妻の国民年金手帳記号番号は、昭和57年7月頃に払い出され、被用者年金被保険者資格を喪失した同年5月に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるのに対し、申立人は、上記のとおり、国民年金に未加入であることから状況が異なり、妻の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料が納付されていたとは推認し難い。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、母親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 愛知国民年金 事案 3110(事案 114 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日:昭和10年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から42年3月まで 昭和37年1月にA市B支所から人が来て加入を勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、加入当初から集金されていた記憶があるので、この期間が未納とされていることは納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおける昭和37年1月から42年3月までの申立期間については、i)申立人は国民年金に加入したとする37年1月から、手帳に現金を挟んで毎月集金人に納付したと主張するが、A市において集金人制度が始まったのは同年11月からであり、同年1月の段階では、同市には集金人制度が存在しなかったため、その主張には不合理な点が見受けられること、ii)国民年金加入手続に係る申立人の記憶は明確でない上、申立人の国民年金手帳は、41年6月27日に職権適用により払い出されているが、その時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、その後、申立人が特例納付を行ったことをうかがわせる事情及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、当初の申立期間を国民健康保険に加入した昭和36年12月(30日)からと変更しているものの、これは、申立人の国民年金加入手続が行われた際(41年6月)に申立人の資格取得日を遡って36年12月30日とする事務処理が行われたものとみられ、同年12月は時効により保険料は納付できない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 愛知国民年金 事案 3111 (事案 115 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から42年3月まで 昭和37年1月にA市B支所から人が来て加入を勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、加入当初から集金されていた記憶があるので、この期間が未納とされていることは納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおける昭和37年1月から42年3月までの申立期間について は、i)申立人は国民年金に加入したとする37年1月以降、手帳に現金を挟 んで毎月集金人に納付したと主張するが、A市において集金人制度が始まった のは同年11月からであり、同年1月の段階では、同市には集金人制度が存在 しなかったため、その主張には不合理な点が見受けられること、ii)国民年金 加入手続に係る申立人の記憶は明確でない上、申立人の国民年金手帳は、42 年8月1日に払い出されているが、その時点では申立期間の一部は時効により 納付ができない期間であり、その後、申立人が特例納付を行ったことをうかが わせる事情及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが わせる事情も見当たらないこと、iii) 同市の国民年金被保険者名簿の、申立人 の資格取得欄の日付は36年4月1日と記載されており、申立人が20歳未到達 に付き国民年金加入資格が得られない日付が記入されていることから、同市に おいて国民年金加入の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえ るものの、このことをもって申立期間の国民年金保険料が納付されていたと推 認することはできないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月 14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、当初の申立期間を国民健康保険に加入した昭和36年12月(30日)からと変更しているものの、これは、申立人の

国民年金加入手続が行われた際(42 年8月)に申立人の資格取得日を遡って36 年4月1日(20 歳未到達に付き37 年\*月\*日に変更されている。)とする事務処理が行われたものとみられ、36 年12 月は被保険者期間とされたものと考えられるが、時効により保険料は納付できない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3112

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年2月まで

会社を退職した後の平成5年9月頃に母親がA市役所で私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、納付書が届けば納付していたので、申立期間について、未納とされていることは納得できないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続、申立期間の保険料の納付方法、納付時期及び納付金額についての記憶は定かでないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者資格取得日を平成2年\*月\*日(20歳到達時)として3年1月16日にA市に払い出されており、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年3月21日に資格を喪失したこととされている。申立人が国民年金被保険者資格を再取得したのは、17年4月11日とされており、申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことは、i)母親に聴取した際、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)には前述の資格記録の記載はあるものの申立期間についての記載が無いとしていること、ii)同市が保管する国民年金納付記録に2年12月から3年2月までの保険料のみが納付済みとされていることと符合する(同年3月の保険料は資格喪失届出を理由として同年7月に還付されている。)。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立期間の納付書が送付されることはなく、申立期間の保険料を納付することはできな

かったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3113

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年3月まで

私は、申立期間当時、学生で実家を出ていたが、住民票は実家のA町のままにしておいた。母親から「20歳の時に国民年金の案内が届いたが、学生なのになぜ国民年金に加入して保険料を払わなければいけないのか疑問に思いながらも加入手続を行い、申立期間の保険料を納付した。」と聞いている。平成2年4月にB町に引っ越し、翌年母親から保険料の納付が面倒で大変なことを聞き、3年4月からは自身で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続を行った記憶は無いものの、申立人が 20 歳になった頃にA町役場から請求書が届き、保険料は 2、3 か月分を同町役場の集金人に現金で納付したとしているところ、制度上、加入手続を行っていない者に対して納付書の送付を行うことはなく、同町では、平成元年当時の保険料納付方法は金融機関窓口での直接納付又は口座振替であったとしている上、申立期間の保険料の納付時期や納付金額は覚えていないとしており、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得状況等から、申立人の国民年金加入手続は、平成3年4月から同年7月までの間にB町において行われ、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その際に資格取得日を同年4月1日(学生については、同年4月1日から国民年金の強制加入の適用

とされた。)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間 当時、申立人は学生であったとしていることから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時期から当該期間を遡って被保険者資格 を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年 金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみ られる。

さらに、申立人は、母親がA町で申立期間の保険料を納付したとしているところ、公簿によると、申立人は平成2年3月6日に同町からB町に転居したことが確認でき、国民年金の住所変更を住所地となる同町に届出することが必要となる上、保険料は、住民登録されている市区町村で納付することとされていることから、平成2年度保険料は同町で納付することとなり、母親がA町で申立期間の保険料を全て納付することはできないものと考えられるほか、同町においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 愛知国民年金 事案 3114

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から同年8月まで

私は、昭和48年3月に会社を退職後すぐに次の会社に就職した。その次の会社では試用期間があり入社後すぐには社会保険に加入できなかったので、同年4月頃に妻がA市B区役所で国民健康保険と私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、妻が毎月納付してくれていた。納付を証明する領収書などは残っていないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、昭和48年4月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った記憶はあるものの、加入手続後に交付される国民年金手帳の受領についての記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続の詳細は不明である。

また、妻は、申立期間の保険料を毎月納付していたとしているが、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が無い上、A市では、申立期間当時、集金人(国民年金推進員)が3か月ごとに保険料を徴収し、納付方法は国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式を採っていたとしていることから、申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月16日にA市C区において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失

した同年3月16日とする事務処理が行われたとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の記載内容及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、妻が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3115

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は申立期間当時、医院で受付及び事務の仕事をしながら医療事務資格を取得するための講習に通っており、自分では学生のつもりでいたため国民年金に未加入であった。自宅に国民年金保険料の未納通知書が届いたため、母親が私の将来を心配して、その通知書を持ってA市役所の年金課で私の加入手続を行い、保険料を十数万円まとめて1回で納付し、未納は無くなったと聞いている。母親が自転車でわざわざ同市役所に出掛け、保険料を納付する際に、「将来、娘が年金を満額もらえないとかわいそうだから。」と職員に漏らしたことを母親から聞いた。母親の好意を無駄にしたくないので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、耳が遠いとのことであり、申立人の希望により母親に加入手続状況等を確認することができない上、申立人は、母親が行ったとする申立人の加入手続時期及び申立期間の保険料納付時期についてははっきりしないが、加入手続前の未納とされた保険料を十数万円まとめて1回で納付したとしているところ、申立期間の保険料額は、8万8,800円となることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の 国民年金手帳記号番号は平成2年6月15日にA市で払い出されており、申立 人の国民年金手帳記号番号前後の資格取得者等の事務処理状況から、申立人の 加入手続は同年6月頃に行われ、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳 記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その手続の際に資格取得日を遡って申立人の20歳到達日である昭和62年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間は納付期限より2年を経過し時効となり、納付書が作成・送付されることはないことから、母親は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人への聴取によると、申立人は、高校卒業後4年間医院に勤めた後、公共職業安定所の教育訓練給付制度を利用してパソコンの学校に通っていた頃、母親がA市役所で保険料を十数万円まとめて1回で納付したとしているところ、申立人の納付記録を見ると、前述の加入手続時期(平成2年6月頃)を基準とすると、過年度納付が可能な昭和63年4月から平成2年3月までの2年間の保険料が同年6月27日にまとめて納付されていることが確認でき、当該期間の保険料額は18万8,400円となることから、母親が未納期間の保険料十数万円をまとめて1回で納付したと記憶している保険料は、この期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 愛知国民年金 事案 3116

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から57年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から57年7月まで

私は、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、申立期間当時、A町に居住し、B市C区の勤めていた会社で、支給された給料から申立期間の国民年金保険料を天引きされていたと思う。又は婚姻(昭和49年11月)後、国民年金の加入手続や保険料納付は妻が行っており、申立期間の保険料は、妻が納付していたとも思う。納付していたことを示すものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A町に居住しており、B市C区の勤めていた会社で、支給された給料から申立期間の国民年金保険料を天引きされていたか、又は婚姻(昭和49年11月)後、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付は妻が行い、申立期間の保険料は、妻が納付していたと思うとしているところ、i)申立期間当時に勤務していた事業所は、現在、存在しておらず、同事業所の経営者も分からないため加入手続及び保険料納付状況について確認することはできないこと、ii)申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付した覚えは無いとしている上、婚姻後、これらを行ったとする妻は、病気により加入手続時期及び保険料納付の記憶は無いとしていることから、妻の申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の 国民年金手帳記号番号は、昭和58年9月6日にB市D区で夫婦連番で払い出 されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出さ れた形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続 が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って44年\*月\*日(20歳 到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、47年2月から56年6月までの期間の保険料は時効により納付できなかったものとみられる。

さらに、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和56年7月から57年7月までの期間については、過年度納付することは可能ではあったものの、前述のとおり、申立人及びその妻は、申立期間の保険料を納付した記憶は無いことから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿では、いずれも申立人及びその妻共に申立期間の保険料は未納とされており、これらの記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 愛知国民年金 事案 3117

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月から16年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月から16年6月まで

平成15年8月頃、妻がA市B区役所で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続を行い、その時に窓口の職員から、免除期間は、10年以内なら保険料を追納できると説明も受けた。その後、妻が16年7月から夫婦二人分の保険料を納付しながら、申立期間の保険料も数回に分けて一緒に銀行か郵便局で追納していた。それにもかかわらず、私たち夫婦の申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする妻は、平成15年8月頃、A市B区役所で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続を行い、その後、保険料の免除を受けていた期間を10年以内に納付しなければならないため、16年7月から夫婦二人分の現年度保険料と一緒に申立期間の保険料を数回に分けて銀行か郵便局で追納したとしているものの、申立期間の保険料を追納するための納付書の受領、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人夫婦の申立期間に係る免除申請手続は、「該当/申請 平 15.9.5 始期―終期 平 15.8—16.6 処理年月日平 15.9.19 種別 全」とされていることが確認できる。申請免除期間は、10年以内であれば、あとから保険料を追納することは可能であったことから、妻が平成16年7月から数回に分けて納付したとする時期は、申立期間の保険料を追納することは可能であった。保険料免除期間を追納する場合は、申立人夫婦がそれぞれ社会保険事務所(当時)に対して、国民年金保険料追納申込書

を提出することとされている。提出後、社会保険事務所から申立人夫婦に国民年金保険料追納申込承認通知書及び追納納付書が送付されることになる。しかしながら、妻は、申立期間の追納申込みの手続及び申立期間の追納納付書を受領した覚えは無いとしており、オンライン記録においても、申立人夫婦から、申立期間の保険料の追納申込みが行われた形跡は見当たらない。このため、申立人夫婦に対して、申立期間の追納納付書は作成・送付されなかったとみられることから、妻は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、妻は、免除申請手続を行った頃に送付されてきた納付書で、申立期間の保険料を数回に分けて追納したとしているところ、申立人夫婦の納付記録を見ると、申立人の申立期間直前の平成15年3月から同年7月までの保険料は16年4月15日に、妻の15年3月、同年6月及び同年7月の保険料は16年7月1日に、15年4月及び同年5月の保険料は16年5月14日に納付されており、申立期間直後の同年7月の保険料は夫婦共に同年8月6日に納付されている上、同年8月からは夫婦共に口座振替で納付していたことが確認できる。このことから、妻が数回に分けて納付したとしている保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

このほか、妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 愛知国民年金 事案 3118

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月から16年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月から16年6月まで

平成15年8月頃、私がA市B区役所で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続を行い、その時に窓口の職員から、免除期間は、10年以内なら保険料を追納できると説明も受けた。その後、私が16年7月から夫婦二人分の保険料を納付しながら、申立期間の保険料も数回に分けて一緒に銀行か郵便局で追納していた。それにもかかわらず、私たち夫婦の申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 8 月頃、A市B区役所で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続を行い、その後、保険料の免除を受けていた期間を 10 年以内に納付しなければならないため、16 年 7 月から夫婦二人分の現年度保険料と一緒に申立期間の保険料を数回に分けて銀行か郵便局で追納したとしているものの、申立期間の保険料を追納するための納付書の受領、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人夫婦の申立期間に係る免除申請手続は、「該当/申請 平 15.9.5 始期―終期 平 15.8—16.6 処理年月日平 15.9.19 種別 全」とされていることが確認できる。申請免除期間は、10年以内であれば、あとから保険料を追納することは可能であったことから、申立人が平成16年7月から数回に分けて追納したとする時期は、申立期間の保険料を追納することは可能であった。保険料免除期間を追納する場合は、申立人夫婦がそれぞれ社会保険事務所(当時)に対して、国民年金保険料追納申込書を提出することとされている。提出後、社会保険事務所から申立人夫婦に

国民年金保険料追納申込承認通知書及び追納納付書が送付されることになる。しかしながら、申立人は、申立期間の追納申込みの手続及び申立期間の追納納付書を受領した覚えは無いとしており、オンライン記録においても、申立人夫婦から、申立期間の保険料の追納申込みが行われた形跡は見当たらない。このため、申立人夫婦に対して、申立期間の追納納付書は作成・送付されなかったとみられることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、免除申請手続を行った頃に送付されてきた納付書で、申立期間の保険料を数回に分けて追納したとしているところ、申立人夫婦の納付記録を見ると、夫の申立期間直前の平成15年3月から同年7月までの保険料は16年4月15日に、申立人の15年3月、同年6月及び同年7月の保険料は16年7月1日に、15年4月及び同年5月の保険料は16年5月14日に納付されており、申立期間直後の同年7月の保険料は夫婦共に同年8月6日に納付されている上、同年8月からは夫婦共に口座振替で納付していたことが確認できる。このことから、申立人が数回に分けて納付したとしている保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3119

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年9月までの期間及び同年11月から5年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年9月まで

② 平成3年11月から5年8月まで

20 歳(平成2年\*月)になった頃に、母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人が20歳(平成2年\*月)になった頃に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書で申立期間の保険料を同区役所の窓口で納付した覚えがあるものの、加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の20歳到達者の資格取得状況から、平成7年10月頃にA市B区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って2年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものとみられる。

さらに、前述の加入手続時期を基準とすると、平成5年9月から7年3月までの保険料は、過年度納付が可能であり、A市の申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、当該期間の保険料は納付済みとされていることが確認できることから、母親が加入手続後、送付されてきた納付書で納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号:

生年月日: 大正2年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から30年6月1日まで 私は、A社に代表社員として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた元従業員の証言及び商業登記簿の記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、平成16年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時、同社の社会保険事務を担当していたとされる申立人は既に亡くなっているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しており、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、商業登記簿の記録によると、

申立人は、申立期間においてA社の代表社員であったことが確認できる。

したがって、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められたとしても、上述のとおり、申立人は、申立期間において特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月1日から22年3月12日まで

② 昭和22年3月20日から23年8月20日まで

③ 昭和23年9月1日から32年10月23日まで

申立期間①及び③について、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、 厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、1年半ほど勤務していたのに、その時の厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、 申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32 年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかが えない。

また、申立人に脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができなかったことから、申立期間③の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

11

申立期間②については、A事業所から提出された辞令簿により、申立人が 当該期間の一部を含む昭和22年3月1日から23年3月31日までの期間におい て同事業所に見習として勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所は、「昭和40年以前に退職した者については、厚生年金保険の加入状況に関する記録が残っていないため、申立人についても、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていたかどうかは不明である。」と回答している。

また、A事業所から提出された辞令簿に氏名が記載されているにもかかわらず、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない者が、申立人以外にも複数見られる上、申立人が自分より先に見習として働いていたとして名前を挙げている同僚二人についても、同事業所における被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同事業所では、全ての職員を対象として厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月15日から29年12月15日まで

ねんきん記録のお知らせにより、A社の厚生年金保険の被保険者記録が 無いことが分かり、調査をしてもらった。その結果、記録が見付かり、同 社の被保険者記録は回復されたが、その期間が短いことに納得できない。

A社を退社した時に引っ越しており、戸籍の記録でも住所を変えたことが分かるし、当時の同僚の名前や会社行事についても記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社の社会保険関係書類を管理しているB社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答している。

また、申立人が氏名を記憶している同僚7人のうち、2人は、「申立人のことを記憶しているが、申立期間に勤務していたかどうかまでは、はっきりと覚えていない。」と証言している上、他の5人については、既に他界しているか、所在が明らかでなく、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立期間当時にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得している 複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶している同僚はいるものの、申 立人の同社における勤務期間及び申立人が記憶する会社行事の開催時期を特 定する証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

申立期間の賞与について、賞与支払届が提出されていないことが判明したので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

しかし、当該賃金台帳によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月8日から43年5月14日まで 私は、今回「確認はがき」を受け取り、初めて脱退手当金のことを知っ た。手続を行ったことも受け取ったことも無いので、申立期間について、 厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所地、申立期間に係る事業所の名称及び所在地が記載されているほか、「43.7.9支払済」と押印されている上、当該脱退手当金の支給について、昭和43年7月9日に申立人の夫に対して支給されたことが申立人の委任状及び領収書により確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月9日から29年9月19日まで

日本年金機構から送付されたはがきにより、A社B支店に勤務していた期間が脱退手当金の支給期間になっていることを知った。

私は、A社を退職した時、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、オンライン記録があり、申立人の資格喪失日(昭和29年9月19日)から約2年前までの期間及び当該資格喪失日から同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(同年10月16日)までの期間に資格喪失した者は30人おり、このうち、短期間に次の事業所で資格取得している9人を除く21人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13人に支給記録が確認できる上、申立人の支給決定日と同じ者が2人いるほか、当時は通算年金通則法施行前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和29年11月24日に支給決定されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、「A社B支店が閉鎖することとなるため退職した。退職後、C県内の社会保険事務所(当時)から連絡があり、指示どおりに印鑑を持参して当該社会保険事務所に行った。その時、お金を受け取ったが、それ

が脱退手当金であったかどうかは分からない。」と述べていることからも、申立人は、その時、当該社会保険事務所にて脱退手当金を受給した可能性がうかがわれる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 明治43年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月10日から35年8月1日まで

昭和43年12月頃に年金記録を確認したところ、A社の被保険者期間が脱退手当金の支給期間であることが分かった。

A社退職日から約5か月後に脱退手当金が支給されていることになっているが、私は受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和35年8月1日)の前後約2年以内に資格を喪失した女性は188人であり、このうち同社における被保険者期間が2年未満の者及び短期間に次の事業所で資格取得している者を除く54人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、34人に支給記録が確認できる上、申立人と脱退手当金の支給日が同じ日である者が6人いるほか、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年12月27日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月21日から同年8月1日まで

② 昭和22年8月1日から28年12月24日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生 年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金に係る資格期間及び支給金額が確認でき、脱退手当金が支給されたことを示す記載があり、これらの記録はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年11月6日に支給決定されているが、 当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間 が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、 51年5月まで厚生年金保険被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給す ることに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から40年3月21日まで 私は、A事業所退職後の昭和40年9月に脱退手当金が支給されたことに なっているが、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、 申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和40年8月13日に、氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年9月3日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、上記被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年9月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月1日から37年6月30日まで 私は、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年6月30日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たした9人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人に支給記録が確認できる上、そのうち連絡先が把握できた同僚の1人は、「退職する時に脱退手当金の話があり、自分で手続はしなかったが、通知が自宅に届き、それを銀行に持っていって受け取った。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には昭和38年2月16日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月12日から42年9月15日まで

私がA社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手 当金が支給されたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書の住所欄には、当時の申立人の実家の住所地が記載されている上、申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和42年12月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月10日から38年8月1日まで

② 昭和38年7月22日から同年11月1日まで

③ 昭和38年11月1日から43年10月1日まで

平成20年3月のねんきん特別便には、申立期間①、②及び③について「脱退手当金支給期間」として記されてあり、納得できなかった。私のような年金受給者はラジオで、「年金事務所に相談に行くように。」と聞き、相談に行った。脱退手当金は受け取っていないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当時申立人が住んでいた住所地、申立人が勤務していた事業所名及び当該勤務期間が記されている上、脱退手当金支給決定伺によると、申立人の住所地の郵便局に隔地払いされていたことを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和43年12月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から37年4月27日まで

私はA社退職後に脱退手当金を受給した記録となっているが、産まれた ばかりの子供を連れて社会保険事務所(当時)に出向いたはずもなく、受 給した記憶は全く無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者とし て認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年4月27日の前後3年以内に資格喪失した女性11人のうち、脱退手当金の受給資格を有する5人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人に支給記録が確認でき、そのうち2人については、資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、支給記録のある複数の同僚は、「脱退手当金の請求手続は会社が代行していた。」旨証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和37年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から41年12月29日まで

私は、平成22年9月頃に日本年金機構から書類が送付され脱退手当金を 受け取っていることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立 期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が勤務していた事業所名、住所地及び当該勤務期間が記されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から34年2月26日まで

A事業所から退職金など何ももらっていない。脱退手当金の手続もしていないし、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年2月26日の前後約2年以内に資格喪失した女性57人のうち、脱退手当金の受給資格を有する24人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を除く13人に支給記録が確認でき、そのうち7人については資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「当時の事業所から脱退手当金の請求についての説明を受けて受給したが、請求手続を自分でした記憶は無い。」としている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和34年9月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月4日から38年4月1日まで

② 昭和39年8月1日から42年3月1日まで

60歳の年金裁定時に申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを知った。A事業所在職中、病気で入院し、そのまま退職したので、脱退手当金など受け取っていない。今回、日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立てをするので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の親類の住所地が記載され、申立期間に係る最終事業所の名称及び住所地が押印されており、昭和42年5月12日に当該事業所を管轄する社会保険事務所(当時)で受け付けられていることが確認できる上、脱退手当金計算書には、当該裁定請求書に記載されている住所地の郵便局において同年8月25日付けで隔地払いされている記録が確認できる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和42年8月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から38年11月1日まで

申立てに係る事業所は出産のために退職した。年金記録問題が起こった時、社会保険事務所(当時)で調べてもらい、脱退手当金の支給記録があることを初めて知ったが、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年2月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年2月1日から同年11月8日まで

② 昭和34年11月13日から35年1月17日まで

③ 昭和35年1月26日から39年1月26日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生 年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年4月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月2日から41年5月26日まで

日本年金機構からのはがきにより、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。 しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後3年以内に資格喪失した 受給資格のある女性7人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5人に 支給記録があり、その全員について資格喪失日から約3か月以内に脱退手当 金の支給決定がなされている上、1人の同僚は、「A社で脱退手当金の請求手 続をしてもらった。」と証言していることから、申立人についても、その委任 に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年8月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から35年3月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年4月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から35年8月14日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和35年12月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年6月12日まで

② 昭和28年6月12日から35年10月30日まで

③ 昭和35年11月8日から36年2月26日まで

私は、年金事務所から書類が送られてきて、申立期間に係る脱退手当金が支払われていることを知った。脱退手当金をもらったかは分からない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和36年5月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することはできなかったことから、申立期間に係る最終事業所を退職後、昭和45年5月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月21日から37年7月1日まで

② 昭和37年8月1日から同年12月1日まで

私は、日本年金機構から送付されたはがきで、脱退手当金を受給しているとされているが、請求の手続をした記憶も無く、受給した記憶も無い。 申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所(当時)は、裁定請求書を昭和42年4月27日に受理し、同年8月8日に支給決定されていることが確認できるところ、当該裁定請求書には、申立人の氏名及び押印が確認できる上、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されており、申立人の住所は、申立人が当時住んでいたとする住所と一致していることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。